

担当業務の中間報告



副会長 宇多 正行 (38期)

主な担当業務
財務、厚生、紛議調停、税務、司法修習、
公害、骨髄、団体保険、刑事拘禁実現本
部、三会拘禁施設調査、三会ヤミ金協

はじめに

副会長に就任して7ヶ月経ち、その折り返し地点を既に過ぎましたが、日々発生する様々な課題をこなすことに追われている毎日で、当初念頭に置いていたことがどの程度できたかと自らを省みると甚だ自信がありません。ただ、山岸会長を始めとして副会長の皆さんにも恵まれ、互いに大変な中にも気さくに議論を交わし、また、東弁職員の方々もそれぞれに誠実に職務をこなしており、楽しく仕事をしております。

司法改革に伴い法曹人口が増大する中、弁護士会としても様々な面で変革を迫られている状況にあります。私の担当業務の現状と課題をご報告する中でその一端をご紹介したいと思います。

司法修習

新司法修習制度では、前期修習が存在せず、いきなり実務修習が始まり、2か月毎の分野別実務修習、研修所における集合修習、選択型実務修習を経て、二回試験合格をもって修習修了となります。

東京弁護士会は、その実務修習において毎年約250名の司法修習生を受け入れており、司法修習生の数に対応した個別指導担当弁護士を確保することが喫緊の課題となっております。個別指導担当弁護士の確保については、各会派にもお願いし、司法修習委員会でも組織的に声を掛けておりますが、会員の皆様の更なるご協力をお願い致します。

また、平成21年11月27日からは、立川修習が開始し、24名の司法修習生が配属されます。立川修習については、東京三会多摩支部が担当し、裁判所・検察庁の各立川支部及び東京三会の関係、選択型実務修習の

あり方等複雑な課題がありますが、全国で初めての支部修習を必ずや成功させたいと考えております。

財務の健全化

財務担当副会長として、平成20年度決算の結果を踏まえて、平成21年度予算の作成を行いました。会の財政にも会員数の増加による影響が出てきており、一般会計では、OAシステムの刷新への多額の支出、職員数の増加に伴う人件費の増加、退職給付引当金の不足の恐れ等により、将来的には財政の逼迫が懸念されております。さらに、公設事務所に関しては特別会計が組まれておりますが、公設事務所の経営が軌道に乗るに従って財政的な健全化が必要となります。また、会館に関しても特別会計が組まれていますが、会員数の増加に従い、会議室の不足等の問題が出てきており、これに対応した支出の要否について検討する必要があります。

また、会員数の増加に伴い、増加する会費滞納者に対する懲戒請求の問題、若手会員の会費負担額の適否の問題等についても検討する必要があります。

その他

以上のほか、紛議調停委員会、厚生委員会、公害・環境特別委員会、税務委員会、骨髄提供同意立会特別委員会、刑事拘禁制度改革実現本部等を担当しており、それぞれについてご報告したいことがありますが、紙面の関係で割愛させていただきます。

弁護士人口の増加に伴い、弁護士会もその態勢を整えていく必要があると思いますが、その中で、これからの弁護士会を担う若手の弁護士をいかに支援していくかという視点が必要だと考えております。